# 貿易協定と経済外交

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

## 貿易で生きる経済

シンガポールほど貿易に大きく依存する経済は、ほとんどありません。2020年のモノとサービスの貿易額は、国内総生産の約320%に相当しました。[1] この数字には、第A部で1819年の自由港にまで遡った中継貿易港（エントレポ）としての機能と、今なお港湾と空港を経由する再輸出貿易が表れています。このような都市は、関税の壁に守られて生き延びることはできません。貿易相手国に市場を開放し続けるよう働きかけなければならないのです。大国を小国と同じように厳しく拘束するルールは、シンガポールにとってあらゆる意味で利益となります。

シンガポールは、その歴史の大半を通じて、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）、そして1995年以降は世界貿易機関（WTO）という多国間体制を通じてこの利益を追求してきました。1990年代末に多国間交渉が停滞したことで、手法が変わります。シンガポールは二国間および複数国間の協定交渉に乗り出しました。その目的の一つは市場アクセスの確保であ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

り、もう一つは、他国が後に採用しうる高水準のルールの模範を示すことでした。2026年8月時点で、政府が数える発効済みの協定は29件に上ります。[2]

## 最初の二国間協定

最初の協定群の相手は、開かれた市場というシンガポールの理念を共有する国々でした。ニュージーランドとの経済緊密化協定は2000年11月に署名され、2001年1月に発効しました。続いて日本との経済連携協定が2002年11月に発効しています。[3] 最も重要だったのは米国との協定で、2003年5月6日に署名され、2004年1月1日から発効しています。[4] シンガポール側の交渉団を率いたのは、海洋法における役割を先に紹介したトミー・コーでした。

米国との協定は、米国がアジアの国と締結した初の自由貿易協定（FTA）でした。シンガポールにとっては政治的な意思表示でもありました。世界最大の経済を東南アジアにより緊密に結び付けたからです。金融サービス、投資、知的財産に関する章は当時のWTO上の約束を超える内容で、その後の交渉の参照基準となりました。市場アクセスと高い規制水準を組み合わせるこの手法は、シンガポールの通商政策の特徴となっています。

## 4つの小規模経済からCPTPPへ

最も野心的な取組みは、小さなグループから始まりました。2002年にロスカボスで開かれたAPEC会合で、ニュージーランド、シンガポール、チリの首脳が経済緊密化協定の交渉を開始したのです。ブルネイは2005年4月に交渉に加わりました。チリ、ニュージーランド、シンガポールは2005年7月18日にウェリントンで環太平洋戦略的経済連携協定に署名し、ブルネイも2005年8月2日に署名しました。[5] この4か国による小さな協定が、環太平洋パートナーシップ（TPP）の核となりました。米国の離脱後、残る11

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

か国は2018年3月8日にサンティアゴで環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）に署名しました。同協定は2018年12月30日、シンガポールを含む最初の批准6か国について発効しています。[6]

この経緯は、シンガポールが繰り返し用いてきた手法をよく示しています。小国同士がまず協定を結び、高い水準を設定し、大国にも門戸を開いておく。大国が加わるときには、小国が設計した枠組みに参加することになるのです。2024年12月の英国の加入により、CPTPPは太平洋の外へと広がりました。

## RCEPとASEAN中心のネットワーク

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、ASEANと対話国との協定から生まれました。2020年11月15日にオンライン形式のASEAN首脳会議で15か国が署名し、2022年1月1日に最初の批准10か国について発効しました。[7] 加盟国は世界人口と世界の生産のそれぞれ約30%を占めます。ルールの面ではCPTPPほど野心的ではありません。それでもRCEPは、中国、日本、韓国をASEANを中心とする一つの自由貿易圏で結んだ初めての協定です。

シンガポールにとって、2つの協定の併存は、そのバランス戦略の経済的な表現です。CPTPPには米国に最も近い太平洋のパートナー諸国が、RCEPには中国が加わっています。シンガポールは両方に属し、それぞれへの新規加盟を支持してきました。そのため、シンガポールに拠点を置く企業は、環太平洋と東アジアの双方のネットワークで、特恵的な原産地規則とサービス分野の約束を活用できます。

## 欧州とデジタル協定

欧州との間では、シンガポールは欧州連合（EU）と東南アジアの国との間で初となる自由貿易協定を締結しました。同協定は2019年11月21日に発効しましたが、並行する投資保護協定は、なお全加盟国による批准を待っています。[8] 経済的な重要性は相当なものです。EUとシンガポールのモノ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

の貿易額は2025年に478億ユーロ、サービス貿易額は2024年に829億ユーロに達しました。2024年のEUの対シンガポール投資残高は2,498億ユーロ、シンガポールの対EU投資残高は2,739億ユーロでした。[9]

最新世代の協定はデータを対象としています。チリ、ニュージーランド、シンガポールは2020年6月12日にオンラインでデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）に署名し、2024年5月には韓国が加わりました。[10] 2025年5月に署名されたEU・シンガポール・デジタル貿易協定は、2026年2月1日に発効しました。こうした協定は、国境を越えるデータ流通、電子インボイス、デジタルIDやソースコードの取扱いを定めています。アジア各地の顧客のデータを処理する銀行、資産運用会社、決済事業者を抱える金融センターにとって、合意された保護措置の下でデータを国境を越えて移転する権利は、モノを移動させる権利と同じくらい重要です。

## 租税条約ネットワーク

経済外交には税も含まれます。シンガポールは、約100の国・地域との間で、租税条約（二重課税防止条約）、限定的な租税条約、情報交換取決めを締結しています。[11] これらの条約は、シンガポールと条約相手国との間で課税権を配分し、配当、利子、使用料に対する源泉徴収税を軽減し、投資家に相互協議手続の利用を可能にします。ファンドマネージャーやファミリーオフィスにとっては、地域内の投資から得た所得が過大な税負担なしにシンガポールに届くかどうかが、この条約ネットワークで決まります。また、条約ネットワークは、シンガポールが国際基準に基づいて税務情報を交換する法的な経路でもあります。この点は第E部第II章で詳しく検討します。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

## 経済外交の限界

貿易協定は、小規模経済を大国の政策選択から守ることはできません。2025年4月、米国は輸入品に対する一律10%の関税を発表しました。この関税は、二国間の自由貿易協定があり、貿易収支が米国側の黒字であるにもかかわらず、シンガポールにも適用されました。[12] この出来事は、条約の強さは、それを遵守する大国側の政治的意思次第であることを示しました。シンガポールは、自らの開かれた貿易へのコミットメントを改めて表明し、ASEAN、CPTPP、欧州のパートナーとの協力を強化することで対応しました。米国の政策転換が金融センターに及ぼす影響については、第K部第V章で検討します。

# 注

1. Wikipedia, “Economy of Singapore”（2026年11月最終閲覧）：2020年時点の貿易の対GDP比は320%。名目GDPは6,595.7億米ドル（2026年推計）。人口は6,211,400人（2026年）。 ↩
2. エネルギー・貿易産業省（Ministry of Energy, Trade and Industry）, “Free Trade Agreements”（meti.gov.sg、2026年8月21日最終更新、2026年11月最終閲覧）：“Over the years, it has forged an extensive network of 29 implemented agreements.” ↩
3. Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer Economic Partnership（2000年11月14日署名、2001年1月1日発効）。Agreement between Japan and the Republic of Singapore for a New-Age Economic Partnership（2002年1月13日署名、2002年11月30日発効）。 ↩
4. Wikipedia, “Singapore–United States Free Trade Agreement”（2026年11月最終閲覧）：2003年5月6日署名、2004年1月1日に両国で実施。2003年7月31日に米国上院が批准し、2003年9月3日に署名され法律として成立。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

5. Wikipedia, “Trans-Pacific Strategic Economic Partnership”（2026年11月最終閲覧）：2002年のロスカボスにおけるAPEC首脳会議で、ニュージーランド、シンガポール、チリが交渉を開始。ブルネイは2005年4月に正式な交渉当事国として参加。協定は2005年7月18日にウェリントンで署名（締約国一覧表によれば、ブルネイは2005年8月2日に署名）。ニュージーランドとシンガポールについては2006年5月28日に発効。 ↩

6. Wikipedia, “Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership”（2026年11月最終閲覧）：2018年3月8日にサンティアゴで署名。2018年12月30日にオーストラリア、カナダ、日本、メキシコ、ニュージーランド、シンガポールについて発効。シンガポールは2018年7月19日に3番目の国として批准。英国の加入は2023年7月16日に署名され、2024年12月15日に発効。 ↩

7. Wikipedia, “Regional Comprehensive Economic Partnership”（2026年11月最終閲覧）：2020年11月15日、ベトナムが主催したオンライン形式のASEAN首脳会議で署名。2022年1月1日発効。署名国15か国で、世界人口の約30%（約22億人）、世界のGDPの約30%を占める。 ↩

8. 欧州委員会（European Commission）通商総局, “EU trade relations with Singapore”（policy.trade.ec.europa.eu、2026年11月最終閲覧）：EU・シンガポール自由貿易協定は2019年11月21日から発効。EU・シンガポール投資保護協定は“being adopted or ratified”の段階にあり、全加盟国による批准後に発効する。EU・シンガポール・デジタル貿易協定は2025年5月7日に署名され、2026年2月1日から発効。 ↩

9. 欧州委員会（European Commission）, “EU trade relations with Singapore”（2026年11月最終閲覧）：2025年のモノの貿易額は478億ユーロで、EU側の黒字は124億ユーロ。2024年のサービス貿易額は829億ユーロで、EU側の赤字は92億ユーロ。2024年のEUの対シンガポール直接投資残高は2,498億ユーロ、シンガポールの対EU直接投資残高は2,739億ユーロ。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

10. Wikipedia, “Digital Economy Partnership Agreement”（2026年11月最終閲覧）：2020年6月12日にチリ、ニュージーランド、シンガポールがオンラインで署名。韓国は2024年5月3日に4番目の加盟国として参加。中国の加入手続は2022年8月18日に正式に開始。 ↩
11. シンガポール内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore、IRAS）, “List of DTAs, Limited DTAs and EOI Arrangements”（iras.gov.sg、2026年2月4日最終更新、2026年11月最終閲覧）：シンガポールは“around 100 jurisdictions”と協定を締結している。 ↩
12. Wikipedia, “Singapore–United States relations”（2026年11月最終閲覧）：2025年4月、トランプ政権は輸入品に対する一律10%の関税を発表し、シンガポールには実質的に10%が適用された。 ↩

## Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.